

雇用奨励金の交付制度を策定

市では、市民の雇用機会の増大を図るため、雇用奨励金の交付制度を策定し、平成23年度と平成24年度の2か年度の期限付きで運用します。

◆雇用奨励金の額は、雇用を開始した日が

- ・平成22年10月1日から平成23年3月31日までは、1人当たり10万円
- ・平成23年4月1日以後は、1人当たり20万円
- ・一つの会計年度の交付額は、一つの事業所につき100万円
- 受付開始は4月1日（金）から

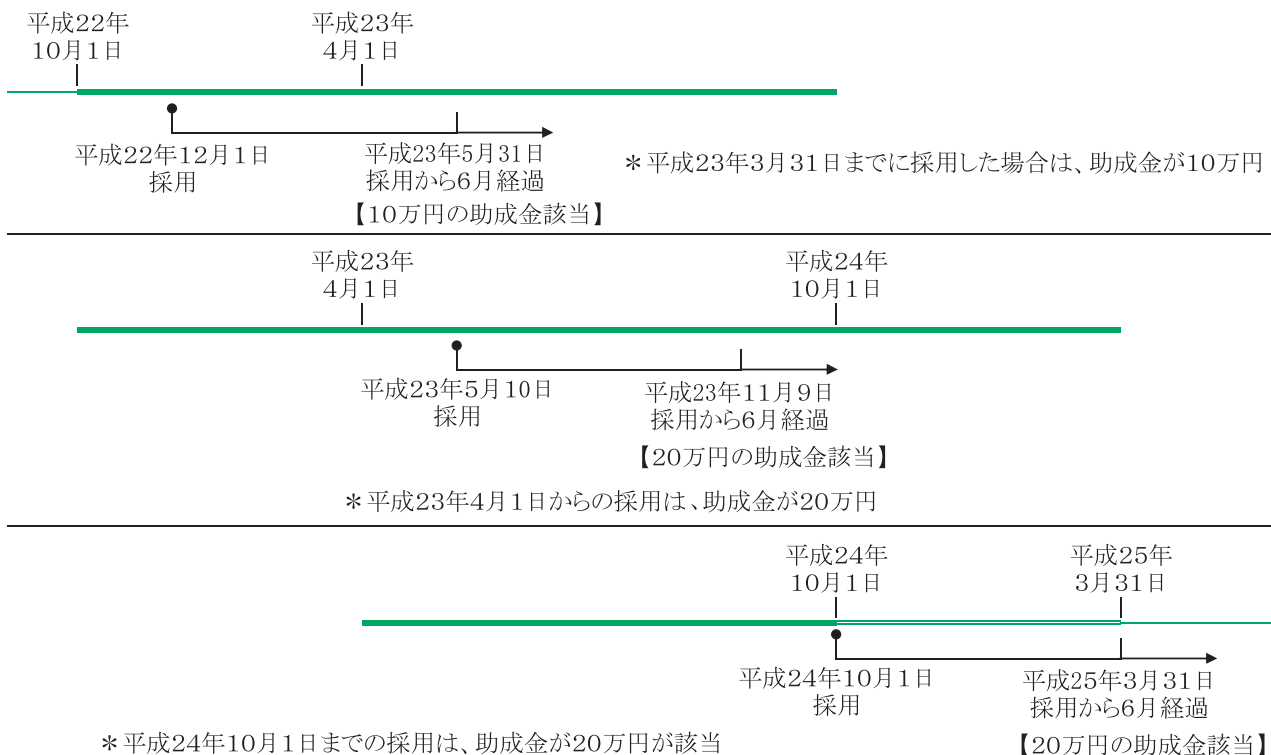
◆受給の対象となる要件は、

- ① 下野市に住所のある対象となる労働者（被用者）を常用雇用者（パートタイマーを除く）として期間の定めなく雇用をした場合で6か月以上常用雇用している事業主
- ② 被用者に対する雇用保険、社会保険、厚生年金に加入している事業主
- ③ 被用者の雇用を開始した日の前日から起算して6月前の日から1年を経過する日までの間に解雇した労働者がいない事業主など

◆対象となる労働者は、60歳以下で次のいずれかに該当する方です。

- ① 公共職業安定所の紹介による離職者
- ② 派遣先の事業所が、派遣労働者を雇い入れた場合
- ③ 学校（大学、大学院、短大、専修学校、高校、中学校を含む）を卒業後3年以内の既卒者で雇用保険未加入者
- ④ 障がい者で身体障がい者手帳1級・2級の方または療育手帳の交付を受ける方

雇用奨励金該当パターン資料



申請窓口・問い合わせ先

商工観光課 ☎48-2112